

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって平成三年第一回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前 十一時 三十四分 閉議・閉会
~~~~~

署名議員

福生市議会議長

仲村清信

議員

中輝夫

議員

須釜亮次

議員

南木繁男

写

福総文発第二千七百四十九号

平成三年一月十六日

福生市議会議長

福生市長 石 川 彌八郎 印

仲 村 清 信 殿

平成三年第一回福生市議会臨時会の招集について

平成三年一月十六日付け、福生市告示第二号（別紙参照）をもって、平成三年第一回

福生市議会臨時会を招集したので通知します。

(写)

福生市告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成三年  
第一回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成三年一月十六日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 期 日 平成三年一月二十三日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 平成二年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- (2) 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
- (3) 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）
- (4) 平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）
- (5) 損害賠償額の決定について
- (6) 国民健康保険事業の充実・強化に関する意見書

- (7) 国民医療改善に関する意見書  
(8) 白内障人工水晶体（眼内レンズ）の補助に関する決議

写

福総文発第二千七百五十号

平成三年一月十六日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌八郎 印

議案の送付について

平成三年第一回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第一号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- 二 議案第二号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
- 三 議案第三号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）
- 四 議案第四号 平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）
- 五 議案第五号 損害賠償額の決定について

議案第六号

国民健康保険事業の充実・強化に関する意見書  
右の議案を提出する。

平成三年一月二十三日

|     |      |
|-----|------|
| 提出者 | 上野重勝 |
| 賛成者 | 須釜亮次 |
| 〃   | 大森進  |
| 〃   | 佐藤慶二 |
| 〃   | 原敏子  |
| 〃   | 齋藤巽  |
| 〃   | 東田正治 |

福生市議会議長

仲村清信殿

国民健康保険事業の充実・強化に関する意見書

国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険制度は、高齢者や自営業者等の加入者が多い性格上、国の医療保険行政に対する責任は重く、国庫負担が義務づけられている。

国は、数次にわたって国民健康保険法を改正するとともに、国庫負担を削減する等、地方自治体への財政負担の転嫁を一層増大させ、国保財政の運営も危機に直面している現状である。

よって、国保事業の安定的運営を図るため、地方自治体や被保険者の負担を増大させる制度改正はせず、現行国庫負担の大幅増額と国保事業に対する国の役割を認識し、医療行政充実のための諸施策を早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成三年一月二十三日

福生市議会議長

仲村清信

内閣総理大臣

大蔵大臣

殿

厚生大臣  
自治大臣

議案第七号

国民医療改善に関する意見書

右の議案を提出する。

平成三年一月二十三日

提出者  
賛成者

|      |      |     |      |     |      |
|------|------|-----|------|-----|------|
| 上野重勝 | 須釜亮次 | 大森進 | 佐藤慶二 | 齋藤巽 | 東田正治 |
| 〃    | 〃    | 〃   | 〃    | 〃   | 〃    |

福生市議会議長  
仲村清信殿

国民医療改善に関する意見書

現在、我が国は経済的に世界有数の水準に至っている一方、急速に高齢化社会に向かっている。

このような状況下において、日本社会の発展に寄与してきた高齢者が安心して入院できる病院の増設や老人ホーム、訪問看護等を含めた医療、福祉の充実を行うことは、国民ひとしく望むところである。

また、国においては医療費負担を軽減するとともに、すべての患者に対して行き届いた医療が保障されるよう要望されている。

よって、政府に対し、すべての国民が安心して医療を受け、充実した生活を営むことができるよう、国民一人ひとりの立場に立った国民医療の改善について強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

平成三年一月二十三日

福生市議会議長

仲村 清信

内閣総理大臣

大蔵大臣  
厚生大臣  
自治大臣

殿

議案第八号

白内障人工水晶体（眼内レンズ）の補助に関する決議  
右の議案を提出する。

平成三年一月二十三日

|     |      |
|-----|------|
| 提出者 | 上野重勝 |
| 賛成者 | 須釜亮次 |
| 〃   | 大森進  |
| 〃   | 佐藤慶二 |
| 〃   | 原敏子  |
| 〃   | 齋藤巽  |
| 〃   | 東田正治 |

福生市議会議長

仲村清信殿